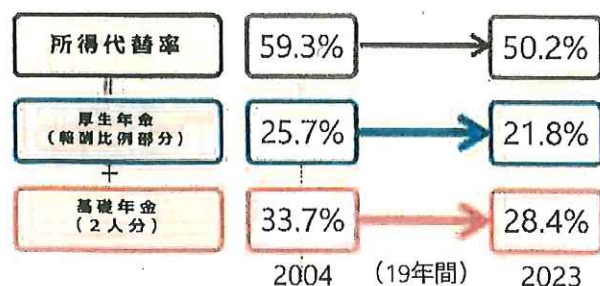


適用拡大②とマクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合【過去30年投影ケース】

《平成16（2004）年財政再計算》【基本ケース】



給付調整の早期終了について

様には検討を行う中で、
現行制度より増加する国庫
負担の必要性を確認する
こと等を目的とし、仮に、国庫負担が現行
制度より増加しない場合どのような影響
があるかを試算したもの。
厚生労働省としては、国庫負担割合2分の1は
維持すべきものと考えている。

非公表
(厳重取扱注意)

未定稿

《現行》



《適用拡大②》



注：適用拡大②

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象者
200万人

《適用拡大② + 調整期間の一致》※国庫あり



短縮

《適用拡大② + 調整期間の一致》※国庫なし



短縮

国庫あり→国庫なしの変化

- 所得代替率
56.2% → 54.2% (▲2.1%)
- 国庫負担割合
50% → 42% に低下 (※)
- 現行と比較して年金額が上昇する
厚生年金受給者
年収(1人分)：
1,110万円以下 → 650万円以下

※ 国庫負担の対象経費を絞ることに
ついて合理的な説明が可能か

2004

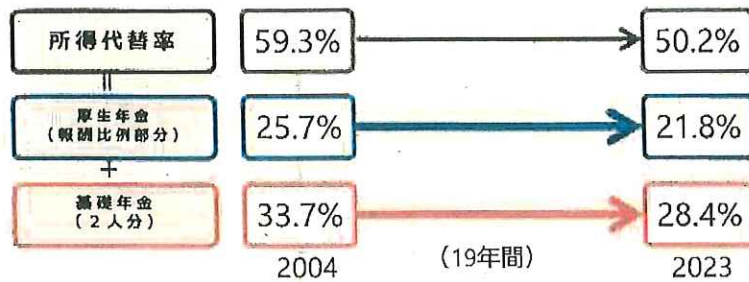
2024

2037 2040

2052

適用拡大②とマクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合【成長型経済移行・継続ケース】

《平成16（2004）年財政再計算》【基本ケース】



給付調整の早期終了について、様々な検討を行う中で、現行制度より増加する国庫負担の必要性を確認すること等を目的とし、仮に、国庫負担が現行制度より増加しないとした場合にどのような影響があるかを試算したもの。

厚生労働省としては、国庫負担割合 2分の1 は維持可なものと考えている。

非公表
(厳重取扱注意)

未定稿

《現行》



《適用拡大②》



注：適用拡大②

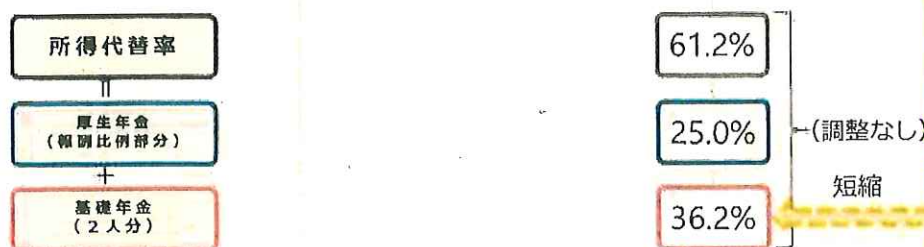
- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象者
200万人

《適用拡大② + 調整期間の一致》※国庫あり



《適用拡大② + 調整期間の一致》※国庫なし



国庫あり→国庫なしの変化

- 所得代替率 61.2%のまま
- 国庫負担割合 50% → 47% に低下 (※)
- 現行と比較して年金額が上昇する厚生年金受給者 全ての者で年金額上昇

※ 国庫負担の対象経費を絞ることに
ついて合理的な説明が可能か

2004

2024

2034

各国・地域における主な食品添加物の使用可否

	日本	EU	英国	米国	カナダ
食用赤色 2 号（着色料）	○	○	○	×	○
食用赤色 104 号（着色料）	○	×	×	×	×
食用赤色 105 号（着色料）	○	×	×	×	×
食用赤色 106 号（着色料）	○	×	×	×	×
二酸化チタン（着色料）	○	×	○	○	○
臭素酸カリウム（小麦粉処理剤）	○	×	×	○（注 1）	×

諸外国において、ヒトの健康への懸念を理由とする規制事例がある物質。

（注 1）米国では大麦の麦芽製造用として使用が認められている。

（出典）「指定添加物リスト」 公益財団法人日本食品化学研究振興財団ウェブサイト <<https://www.ffcr.or.jp/tenka/list/post-11.html>>; “The electronic code of federal regulations (eCFR)” <<https://www.ecfr.gov/>>; “Lists of permitted food additives” Health Canada website <<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-safety/food-additives/list-s-permitted.html>>; “Approved additives and E numbers” Food Standards Agency website <<https://www.food.gov.uk/business-guidance/approved-additives-and-e-numbers>>; “Food additive database” European Commission website <<https://ec.europa.eu/food/food-feed-portal/screen/food-additives/search>> 等に基づき作成。

（出典）長妻昭事務所の依頼で国会図書館が作成

令和 6 年 12 月 18 日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

各国・地域におけるネオニコチノイド系農薬の使用可否

	日本	EU	英国	スイス	ノルウェー	米国	カナダ	韓国	豪州	NZ
イミダクロプリド	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○
チアメトキサム	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○
クロチアニジン	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○
チアクロプリド	○	×	×	×	×	△ (注2)	○	○	○	○
アセタミプリド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ニテンピラム	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ジノテフラン	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×

○ 諸外国（主に EU）において、ミツバチ等の保護を理由とする規制事例がある物質。

△ 諸外国（主に EU）において、ヒトの健康への懸念を理由とする規制事例がある物質。

（備考）農業において植物を保護する用途での使用状況を記載した（動物用医薬品や家庭用製品は含まない）。

（注1）病害虫の発生を受け、2024年の栽培シーズン中でのてん菜（ビート）への緊急使用が認められている。

（注2）現在、製品登録が有効な製品はない。

（出典）「農薬登録情報提供システム」農林水産省ウェブサイト <<https://pesticide.maff.go.jp/>>; “EU Pesticides Database.” European Commission website <https://ec.europa.eu/food/plants/pesticides/eu-pesticides-database_en>; “Pesticides Register of Great Britain and Northern Ireland Authorised Products” Health and Safety Executive website <<https://secure.pesticides.gov.uk/pestreg/>>; Emergency pesticide authorisation to protect sugar beet crop conditionally approved,” 2024.3.4 last updated. Gov.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/emergency-pesticide-authorisation-to-protect-sugar-beet-crop-conditionally-approved>>; “Produkte Pflanzenschutzmittelverzeichnis” Bundesamt für Lebensmittelsicherheit und Veterinärwesen website <<https://www.psm.admin.ch/de/produkte>>; “Godkjente kjemiske og mikrobiologiske preparater.” Mattilsynet website <https://plantevernmidler.mattilsynet.no/godkjente_kjemiske_mikrobiologiske_preparater>; “The electronic code of federal regulations (eCFR)” <<https://www.ecfr.gov/>>; “Pesticide Product and Label System.” United States Environmental Protection Agency website; “Pesticide Product Information Database” Health Canada website <<https://pest-control.canada.ca/pesticide-registry/en/index.html>>; “농약 검색.” 농촌진흥청 website <<https://psis.rda.go.kr/psis/>>; “Public Chemical Registration Information System Search.” Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority website <<https://portal.apvma.gov.au/pubcris;jsessionid=mp48q7YoJra5ZsIIHRnsM46b>>; “ACVM register.” Ministry for Primary Industries website <<https://eatsafe.nzfsa.govt.nz/web/public/acvm-register>> 等に基づき作成。

各国・地域におけるネオニコチノイド系以外の主な農薬の使用可否

	日本	EU	英国	米国	カナダ
スルホキサフロル	○	○ (注1)	○ (注1)	○	○
フィプロニル	○	×	×	○	×
クロルピリホス	○	×	×	○ (注2)	×
プロピコナゾール	○	×	×	○	○

○ 諸外国（主に EU）において、ミツバチ等の保護を理由とする規制事例がある物質。

△ 諸外国（主に EU）において、ヒトの健康への懸念を理由とする規制事例がある物質。

（注1）英国及びEUでは温室内等（閉鎖された空間）での使用に限定されている。

（注2）州レベルでの使用禁止・制限措置あり。連邦レベルでも、11作物に用途を限定し、他の用途に係る食品残留基準値を取り消す規則案が公表されるなど、規制強化の動きがある。

（出典）「農薬登録情報提供システム」農林水産省ウェブサイト <<https://pesticide.maff.go.jp/>>; “Pesticide Product Information Database” Health Canada website <<https://pest-control.canada.ca/pesticide-registry/en/index.html>>; End of registration of chlorpyrifos pesticides, 2023.9. Health Canada website <<https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/documents/services/publications/product-safety/end-registration-chlorpyrifos-pesticides/end-registration-chlorpyrifos-pesticides-en.pdf>>; “Pesticides Register of Great Britain and Northern Ireland Authorised Products” Health and Safety Executive website <<https://secure.pesticides.gov.uk/pestreg/>>; “EU Pesticides Database.” European Commission website <https://ec.europa.eu/food/plants/pesticides/eu-pesticides-database_en> 等に基づき作成。

令和6年12月18日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

（出典）長妻昭事務所の依頼で国会図書館が作成

EU の一般食品法規則（2002 年）における予防原則

第 7 条 予防原則

- 1 利用可能な情報の評価により、健康への有害な効果の可能性が特定されるも、科学的不確実性があるような状況下においては、高い水準の健康保護を保証するため、暫定的なリスク管理措置を採択することもありうる。
ただし、さらなる科学的情報が得られれば、より包括的なリスク評価を行う。
- 2 第 1 項に基づき採択される措置については、高い水準の健康保護を達成するための必要性に応じたものであるべきであり、貿易を障害するほど厳しくしてはならない。その際、技術的、経済的実行可能性、その他の正当と見なされる要素を考慮に入れる。

措置については、特定された健康や生命に対するリスクの本質と、科学的不確実性の解消や、より包括的なリスク評価を行うために必要な科学的情報の種類に応じて、妥当な期間内に見直すことになっている。

出典：Regulation (EC) No 178/2002 of the European Parliament and of the Council of 28 January 2002 laying down the general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures in matters of food safety, article 7. 訳文は、次の資料に掲載の仮訳に基づく。「食品の安全における Precautionary principle について」（厚生労働省 第 5 回 食の安全に関するリスクコミュニケーションの在り方に関する研究会 配布資料 3）2005.3.4. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/dl/s0304-7c.pdf>>

○一般食品法規則における予防原則に対する評価の例

「有害な効果の可能性は確認されていても、科学的な不確実性が残存するような特殊な状況では、予防原則を適用することによって、リスクの現実性や深刻さが十分に明確になるまで待つことなく、政策決定者が措置を講じることが可能になっている」。「食品安全分野における予防原則の適用に際しては、多様な価値や利害の調整が必要となるが、人の生命や健康の保護が、経済的考慮事項よりも優先されることは明らかである」。

出典：土屋仁美「EU 食品安全分野の予防原則における健康権の保障—科学的不確実性の議論を中心に—」憲法理論研究会編著『変動する社会と憲法』敬文堂、2013、pp.227, 234-235.

（出典）長妻昭事務所の依頼で国会図書館が作成

令和 6 年 12 月 18 日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

2024 年 12 月
消費者庁食品衛生基準審査課

わが国において安全性の観点から指定の取消しが行われ、使用が認められていない添加物のうち、米国又は EU において使用が認められている添加物について、米国及び EU のデータベースを基に確認したところ、以下の添加物については、掲載が確認できませんでした。

・サイクラミン酸カルシウム、サイクラミン酸ナトリウム (EU)

令和 6 年 12 月 18 日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

令和6年12月17日
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

		ネオニコチノイド系農薬 の生産・出荷実績(令和4 年10月～令和5年9月)
農薬事業の売上 高(海外売上高を 含む)	①住友化学	○
	②クミアイ化学工業	○
	③日本農薬	○
	④日産化学	○
	⑤日本曹達	○
国内売上高	①住友化学	○
	②日産化学	○
	③クミアイ化学工業	○
	④北興化学工業	○
	⑤三井化学アグロ	○

・農薬事業の売上高及び国内売上高は国立国会図書館資料より

令和6年12月18日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

令和6年12月17日
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

ネオニコチノイド系農薬（アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、ニテンピラム）

適用作物：水稻、果樹類、野菜類、豆類、茶等

令和6年12月18日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

(出典) 令和四年三月三十日 長妻昭提出「食の安全に関する質問主意書」より抜粋

3 欧米で安全性の観点から使用が認められていない農薬のうち、日本で使用可能な例はあるか。使用可能としている理由とともに物質名について、政府が把握するところをお示し願いたい。

(出典) 令和四年四月八日「長妻昭君提出食の安全に関する質問主意書に対する答弁書」より抜粋

五の3について

御指摘の「欧米で安全性の観点から使用が認められていない農薬」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、「安全性の観点」が人の健康に及ぼす影響を意味するものであるとすれば、農薬に含まれる個別の有効成分が欧州連合及び米国において使用可能なものとして登録されていない理由に関する情報が公表されているとは限らないことから、網羅的には把握できないが、我が国においては、チアクロプリドを含む農薬については、農薬取締法に基づき、科学的知見に基づく評価の結果、農薬の安全性その他の品質に問題がないものとして登録されているところ、欧州連合においては、チアクロプリドについては、登録の更新手続時に、人の健康に及ぼす影響への懸念も考慮し登録が取り消されたと承知している。

しかし、評価書には検出結果ならびにラットにおける代謝物の急性経口毒性が記載されているだけで、デスニトロイミダクロプリドのマウスでの毒性については考察されていない。代謝物の毒性が昆虫よりも哺乳類で高くなる結果は極めて重要である。ヒトの健康影響を評価するうえで、これらの科学的知見を詳細に検討すべきだろう。

なお、チアクロプリドについても、原体よりも代謝産物デシアノチアクロプリドのほうが哺乳類に対する毒性が強くなり^{*49}、致死毒性はニコチンよりも約6倍高いことが報告されている。

上述のように、ネオニコチノイドの代謝産物には、昆虫への選択結合性が減少し、哺乳類への結合性が高くなるものがあることから^{*51}、それらの毒性について丁寧に評価する必要がある。改正農薬取締法(第8条第4項)では、再評価においては、最新の科学的知見にもとづき、安全性その他の品質に関する審査を行うとされている。2022年には、アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアメトキサムなどのネオニコチノイドの再評価が行われる予定である。その際には、代謝物に関して検討した結果を評価書に明記することを求めたい。また、それぞれの農薬について、多くの公表文献が発表されている。公正性と透明性を確保したうえで、新たな科学的知見が、見過ごされず、見落とされず、見誤られることなく、検討されることを要望したい。

(3) 疫学調査を軽視する日本のリスク評価:有機リン系農薬クロルピリホス

有機リン系農薬が子どもの脳の健全な発達を阻害することを示唆する数多くの疫学研究がある。
このうち、クロルピリホスの毒性に関する論文数は、1970年から2021年まで約5000編であり、
このうち、ヒトの疫学に関する論文数は約90編である。クロルピリホスのリスク評価に際しては、
多くの実験的研究に関する公表文献のほか、とりわけ、米国の3つの大学の研究者が別々に行っ

た疫学調査が、特に重要とみなされてきた。それらは、クロルピリホスの曝露を胎児期から小児期にかけて受けた同一の児童を長年にわたり追跡したコホート疫学研究である^{*52}。3グループのそれぞれの結果は、①建材中クロルピリホスの胎児期曝露で、曝露量が多いと精神発達への悪影響がより顕著となり、脳部位の厚さの変化と知能指数への影響が観察されたこと、②農業地帯の地区ごとの農薬散布量データと健康影響との関係を調べたところ、クロルピリホスなど有機リン系農薬への胎児期曝露と、記憶力・知能指数の低下、注意欠如症状の増加との関係が認められたこと、③胎児期の有機リン系農薬への曝露で、学童期に精神発達が遅延すること、などであった。

日本と欧州連合(以下、EU)および米国とのクロルピリホスのリスク評価における最も顕著な違いは、これらの疫学論文に対する対応の仕方である。EUは、2020年1月10日付でクロルピリホスの農薬再登録を却下した。EFSA 専門家会合(2019年8月)が「クロルピリホスには、遺伝子傷害性、脳の病理組織学的所見、ならびに疫学調査結果から、発達期の脳への悪影響への懸念が払拭できないため、現在の科学的な知見に照らすと安全な曝露レベルを設定できない」と判断したことが、却下の根拠となっている^{*53}。脳の病理組織学的所見とは、北欧の研究者らによる原資料の再解析^{*54}のことである(詳細は後述する)。EU諸国では、クロルピリホスを市場から撤去することになった。

米国では、オバマ政権時代の2015年、クロルピリホス使用禁止案がFederal Register(連邦官報)で告知されていた^{*55}。しかし、農薬業界の支援

*52—遠山千春: デジタル毎日・医療プレミア, 2020年2月24日, <https://mainichi.jp/premier/health/articles/20200221/med/00m/100/008000c>

*53—EFSA: EFSA Journal, 17(8): 5809(2019)

*54—A. Mie et al.: Environ. Health, 17, 77(2018)

*55—Federal Register: Chlorpyrifos; Tolerance Revocations, 80, FR 69079 (2015) <http://www.govinfo.gov/app/details/FR-2015-11-06/2015-28083/summary>; ちなみに、学術雑誌に掲載された公表文献の情報が、国の施策を告示する米国連邦政府官報(Federal Register)にリスト化されているのは、国情の違いがあるにせよ、興味深い。

*51—D. B. Kanne et al.: Chem. Res. Toxicol., 18, 1479(2005)

を受けたトランプ政権のもとで、禁止の流れが中断した。経緯は省くが、2021年9月、バイデン政権は、「子どもと農業従事者を含むすべての国民の健康を守るため、あらゆる食品へのクロルピリホスの使用を禁止する」として、すべての残留基準を取り消した。クロルピリホスの野菜や果実(大豆、ブロッコリー、カリフラワー、果実、ナッツなど)への農薬としての使用は認められなくなる。ただし、非食品用の使用(ゴルフ場、芝生、電柱、ゴキブリ・シロアリ対策など)は認められている。

日本ではクロルピリホスの農薬登録は1971年に遡り、2003年に食品安全委員会が設立された後、2007年に最初リスク評価がなされている。2018年、食品安全委員会は、上述の疫学調査論文には一切言及することなく、リスク評価書(第4版)をとりまとめ、厚労省に答申した^{*56}。

リスク評価書(第4版)の実質的なとりまとめを行った農薬専門調査会評価第一部会(名称、当時の議事録(2017年11月15日開催)が公開されている^{*57})。会合の議論は、第3版までの評価書の「結論を大きく変えることはない」「修文等を行う」「データの解釈は、これまでの議論を尊重しつつ、委員からの疑問を明らかにする」との座長からの提言の下で進められた。申請者提出の毒性試験データを原本に戻って審査するのではなく、第3版に記載された表現を、齟齬をきたさないように腐心している様子を窺い知ることができる^{*58}。疫学調査については、第1版以来、この会合でも検討の俎上に載せられていない。また、EFSAが研

究者の請求に応じて原資料の開示に応じたことは既に述べたが、この脳の病理組織学的所見に関する問題^{*54}については、この専門家会合が独自に発見して解析するには至らず、見過ごされたようだ。また、毒性試験結果の解釈に際して、原本の元データを参照して議論することなく、“エクスパートジャッジ”との一言で、判断が下された複数の事例がある。時には、専門家による決断が必要なこともあるだろう。だが、“エクスパートジャッジ”が、主観的で恣意的な判断ではないかとの追及を受けた場合、それに対する回答は用意されているのだろうか。

その後開かれた食品安全委員会の執行部の会合(2018年7月24日開催)では、パブリック・コメント公募に応じて一般国民から提出された意見に対する回答案について、妥当性が議論されている^{*59}。まず、「米国の疫学調査データをリスク評価に用いるべき」との意見に対しては、「リスク管理機関(農水省)からの提出資料をもとにリスク評価を行うことが原則であり、提出資料の中にこれらの疫学調査資料は含まれていなかったこと」「クロルピリホスの摂取との直接的な関連が不明確であり、評価に用いることが困難」との事務局からの回答案が了承されている。また、無人ヘリコプターなどによる散布により呼吸器系への曝露の懸念についての意見に対しては、「食品安全委員会の担当ではなく、厚労省と環境省に情報提供する」との回答案を了承している。

EUと米国それぞれのリスク評価機関は、疫学調査と毒性試験のそれぞれの結果を総合的に検討した結果、クロルピリホスへの曝露と健康異常との因果関係を否定できないため、ADIを決める根拠を見出せないと判断した。その判断にもとづいたクロルピリホスの農薬としての使用禁止の措置は、その時点における最新の科学的知見にもとづく適切な選択であったと、筆者らは考えている。この判断は、“警戒心をもって事前対処する”予

*56—食品安全委員会: 農薬評価書 クロルピリホス 第4版 (2018) <https://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20170721083>

*57—<http://www.fsc.go.jp/fscis/meetingMaterial/show/kai20171115no1>

*58—有機リン系農薬によるコリンエステラーゼという酵素の阻害は、毒性の重要な指標である。マウスの発生毒性試験において、胎仔全体を磨り潰した状態(ホモジネート)で測定したところ、この酵素が有意に阻害されていた。会合では、このことだけを記載すると、他に影響を及ぼすので、「毒性学的意義が見出されなかった」と修文することになった。ちなみに、これが学術研究であれば、胎仔から脳組織などを分離して、阻害の原因をより詳細に検討していたはずである。

*59—<https://www.fsc.go.jp/fscis/meetingMaterial/show/kai20180724fsc>

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

社会保障負担の見通し（経済：ベースラインケース）

12/16厚生労働省政策統括室
「2040年を見据えた社会保障
の将来見通し」より

(兆円)

185.9～187.7 185.5～187.3
(23.5～23.7%) (23.5～23.7%)

139.2～139.6 139.0～139.4
(21.6%) (21.5～21.6%)

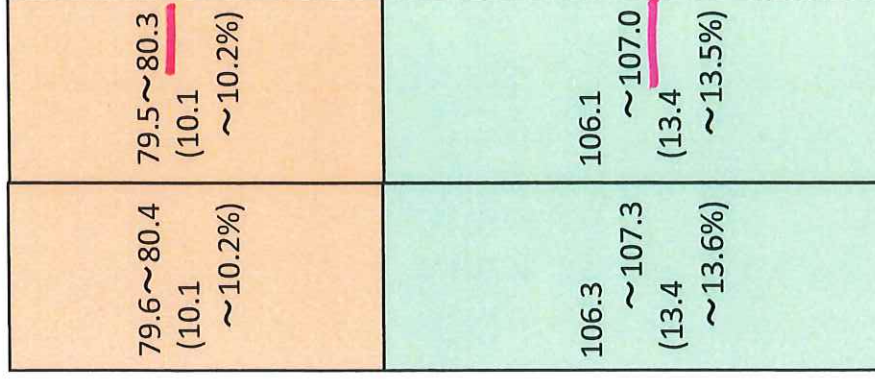
117.2
(20.8%)

公 費

46.9
(8.3%)

保険料

70.2
(12.4%)



(現状投影) (計画ベース)

2040年度

《GDP 790.6兆円》

(現状投影) (計画ベース)

2025年度

《GDP 645.6兆円》

2018年度

《GDP 564.3兆円》

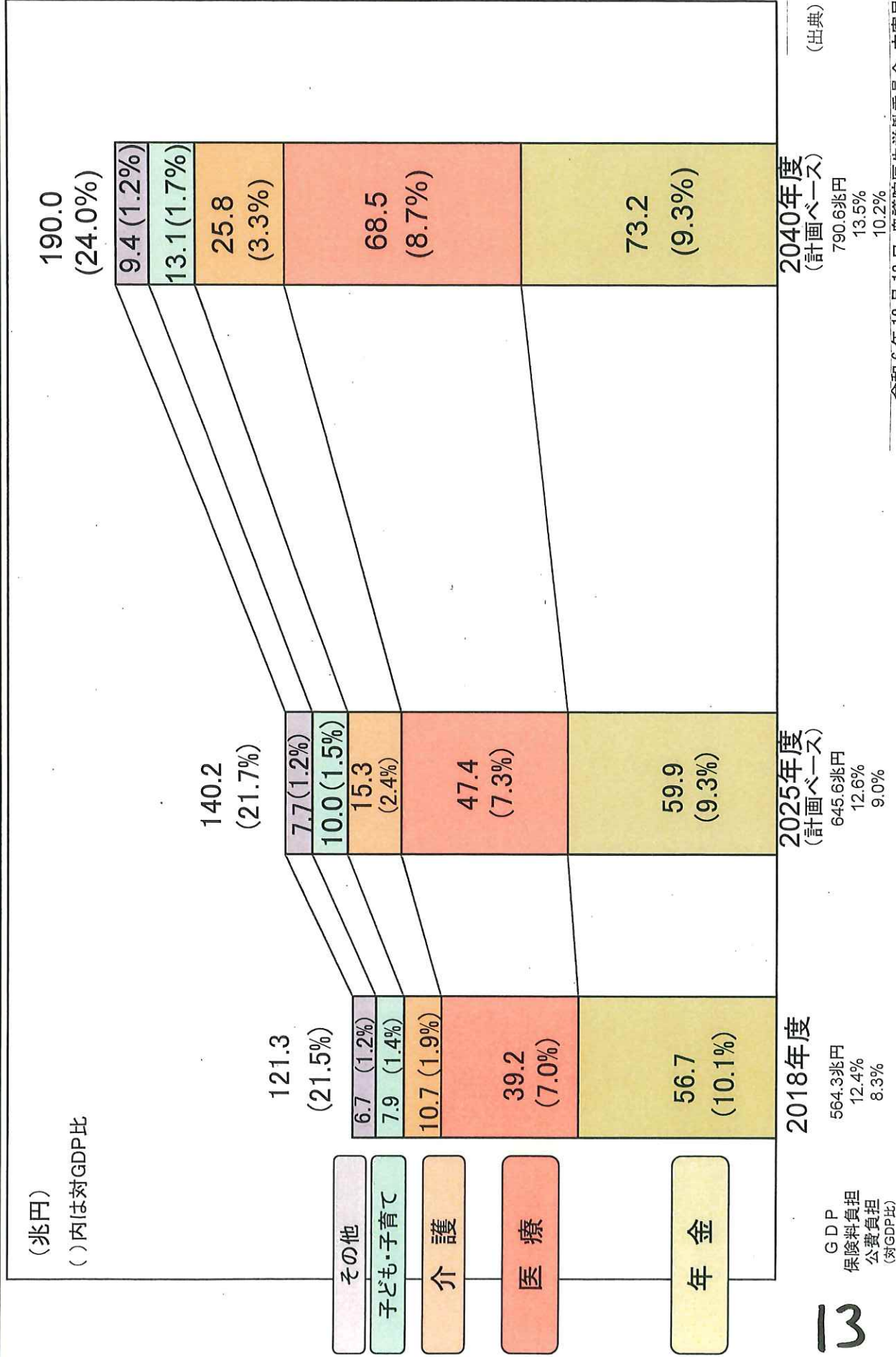
(注1) ()内は対GDP比。医療は単価の伸び率について2通りの仮定をおいており負担額に幅がある。
(注2) 給付との差は、年金制度の積立金活用等によるものである。

(注3) 「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。「計画ベース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

(出典) 厚生労働省作成資料

令和6年12月18日 衆議院厚生労働委員会 立憲民主党 長妻昭 提出資料



(注1) 医療については、単価の伸び率の仮定を賃金上昇率と物価上昇率の平均+0.7%とした場合の数値。

(注2) 「計画ベース」は、地域医療構想に基づき2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外來医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画においては、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。

※ 平成30年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算（平成30年1月）」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の仮定を使用。